

## ○検定証印等及び有効期限の確認方法

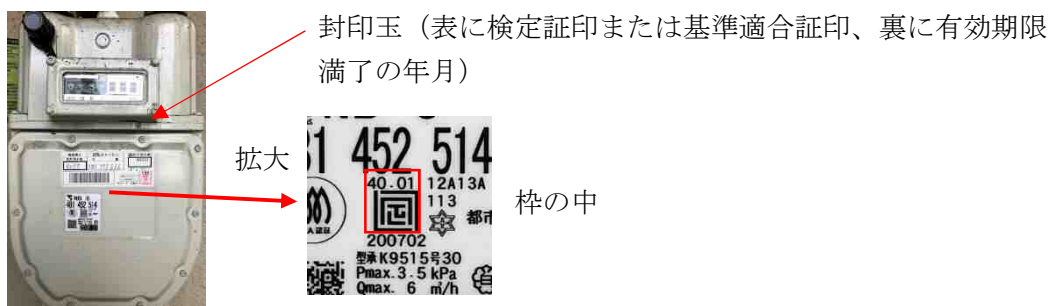
検定証印等（検定証印または基準適合証印）は計量法で定められた検査（検定等）を実施した機関によって異なります。ここではその一例を用いて説明します。

検定有効期限満了の表示は、検定証印等の隣接した個所に表示してあります。

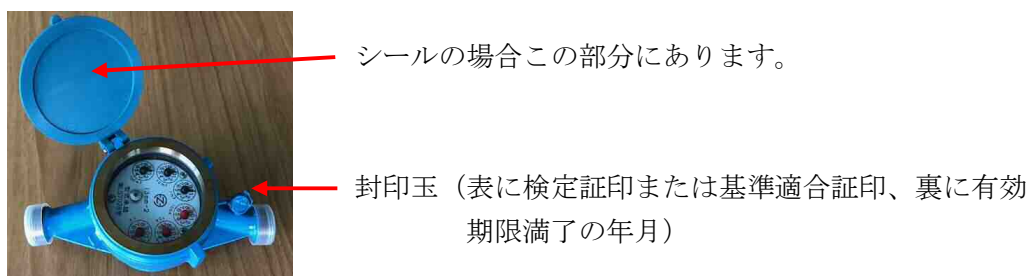
- ・電力量計は、検定ラベル（シール）または封印キャップ（黒いプラスチック）に表示（有効期限10年）



- ・ガスメーターは、検定ラベル（シール）または封印玉に表示（有効期限10年）



- ・水道メーターは、メーターの蓋の裏側にシールまたは封印玉に表示（有効期限8年）



なお、有効期限満了年の表示は和暦で行っていますが、2桁数字の前にアポストロフィ（'）が付されている場合は西暦となります。